

# 平成30年 労働争議調整事件一覧表

第15表

新規事件

整理番号	区分	事件番号 業種名	調整事項	組合員数	従業員数	申請年月日 開始年月日	終結 年月日	所要 日数	申請者	終結 区分
1	あっせん	30年1号 教育・学習支援業	職員の課外活動の指導及びスポーツ大会等への帯同を業務扱いとすること、平成27年度及び平成28年度の期末・勤勉手当の減額に伴う不足額及び遅延利息の支払い	57	171	30. 1. 19 30. 1. 26	30. 3. 15	49	労	解決
2	あっせん	30年2号 卸売業・小売業	退職強要の発言撤回、職場環境の改善、出勤停止の取消及び職場復帰	165 (1)	12,826	30. 1. 24 30. 1. 30	30. 2. 20	22	労	打切り (あっせん)
3	あっせん	30年3号 農業	退職理由の確認、正社員から契約社員への不利益変更の撤回	30 (9)	280	30. 3. 26 30. 4. 18	30.10. 2	168	労	解決
4	あっせん	30年4号 卸売業・小売業	労働時間数の確保、減少労働時間分の賃金相当額の支払い、無期雇用への転換	50 (1)	230	30. 3. 28 30. 4. 10	30. 4. 24	15	労	解決
5	あっせん	30年5号 食料品製造業	団体交渉の実施	30 (1)	110	30. 4. 24 —	30. 6. 8	—	労	取下げ
6	あっせん	30年6号 情報サービス業	パワーハラスメントによる慰謝料、未払い残業代の支払い	165 (1)	20	30. 6. 8 30. 6. 27	30. 7. 30	34	労	解決
7	あっせん	30年7号 娯楽業	解雇の撤回、賃金の支払い、損害賠償及び謝罪	59 (1)	40	30. 6. 13 30. 6. 29	30. 7. 30	32	労	解決

整理番号	区分	事件番号 業種名	調整事項	組合員数	従業員数	申請年月日 開始年月日	終結 年月日	所要 日数	申請者	終結 区分
8	あっせん	30年8号 道路旅客運送業（ハイヤー・タクシー業）	正社員に係る冬期賞与減額調整制度の廃止、嘱託社員に係る夏期賞与不利益変更の撤回、スト突入集会参加に係る有休取得制限の撤回	23	170	30. 7. 5 30. 7. 24	30. 8. 31	39	労	解決
9	あっせん	30年9号 廃棄物処理業	55歳以降の賃金カットの廃止	2,256 (130)	480	30. 7. 17 30. 8. 8	30. 9. 4	28	労	打切り (あっせん)
10	あっせん	30年10号 教育・学習支援業	団体交渉の応諾	59	171	30. 7. 18 30. 7. 24	30. 8. 27	35	労	打切り (あっせん)
11	あっせん	30年11号 道路貨物運送業	団体交渉の円滑な促進	100	207	30. 7. 23 30. 8. 21			労	(係属中)
12	あっせん	30年12号 医療業	夏季賞与の支給	36 (1)	23	30. 8. 29 —	30. 9. 4	—	労	取下げ
13	あっせん	30年13号 娯楽業	団体交渉促進	40	100	30. 8. 30 —	30. 9. 11	—	労	取下げ
14	あっせん	30年14号 社会保険・社会福祉・介護事業	団体交渉応諾及び要求内容の趣旨に沿った適切な回答	XX	153	30.10.11 30.11. 6			労	(係属中)
15	あっせん	30年15号 社会保険・社会福祉・介護事業	深夜労働の割増賃金及び待機時間に係る賃金の支払	165 (1)	20	30.10.17 30.10.25	30.12. 6	43	労	解決
16	あっせん	30年16号 建設業	特別加給金の現状維持	165 (1)	233	30.11. 6 30.11.27	30.12.18	22	労	打切り (あっせん)
17	あっせん	30年17号 教育・学習支援業	賃金引上げ、資料の開示、誠実交渉	2,256 (23)	45	30.11. 8 30.12.10			労	(係属中)
18	あっせん	30年18号 農業	寒冷地手当及び資格手当の支給	30 (5)	300	30.11.19 —	30.11.21	—	労	取下げ

整理 番号	区 分	事 件 番 号 業 種 名	調 整 事 項	組 合 員 数	従 業 員 数	申 請 年 月 日 開 始 年 月 日	終 結 年 月 日	所 要 日 数	申 請 者	終 結 区 分
19	あっせん	30年19号  その他の事業サービス 業	事実上の解雇の 撤回、復帰する までの間の賃金 支払い	2,640 160 (1)	300	30.12.4  30.12.10			労	(係属中)

- (注) 1 組合員数欄の( )内は、組合員が複数の企業の従業員で構成される場合、被申請企業における組合員数を示す。  
また、同欄の「XX」は、申請時に非開示の申し出があったものである。
- 2 終結区分欄の「打切り(あっせん)」は、あっせんを行ったが合意に至らないなど解決の見込みがないと判断したものである。